

京都府鴨川条例（仮称）素案の概要

前 文

鴨川は悠久の歴史の中で人々の暮らしと関わり続け、世界に誇る京文化を育んできた川
 今も大都市にあって清澄さを保ち、憩いの場、日本有数の景観として親しまれている。
 治水、利用、景観など多岐にわたる今日的課題に直面する中、人間と自然との関係を見つめ直し、
 鴨川を守り、育み、次代に引き継ぐことは、私たちに課せられた重要な責務
 「安心・安全で良好な河川環境の保全」と「快適な親水空間の実現」を目的として本条例を制定

第 1 総 則

【定義・基本理念】

適用範囲： 一級河川 鴨川（起点 京都市北区雲ヶ畑～終点 桂川合流点）
 一級河川 高野川（起点 京都市左京区大原～終点 鴨川合流点）
 基本理念 鴨川は、鴨川の歴史的文化的価値を社会全体で共有し 安心・安全で、美
 しく、より多くの人々から親しまれる鴨川を目指す取組 により、良好な河川
 環境、親水空間が実現されねばならない。

【関係者の責務】

府

総合的治水対策の推進、防災の
 啓発・情報提供、環境保全、景観
 形成、適正利用のため京都市と協
 調し府民参画の下施策を講じる。

府民・事業者

防災意識の向上、環境保
 全、景観形成に自ら取り組
 み、府の施策に協力する。

利用者

河川の危険性を認識し、鴨
 川を美しく保ち、快適な利用
 に努め、府の施策に協力する。

第 2 安心・安全の確保

治水対策の推進
 ・雨水流出抑制施設の設置促進
 適切な森林管理

第 3 良好な環境の保全

土砂の流入防止等
 ・鴨川上流域を環境保全区域に指定、開発
 行為の届出、勧告、公表
 良好な景観の形成
 ・河川区域内工作物設置者の景観配慮責務
 ・鴨川納涼床に関する審査基準制定
 ・鴨川に面する区域への景観配慮要請

第 4 快適な利用の確保

自動車等の乗入れの禁止、罰則
 自転車等の放置の禁止、移動・処分、費用徴収
 迷惑行為の禁止
 ・打上げ花火等の禁止、罰則
 ・落書きの禁止、罰則
 ・バーベキュー等の禁止、罰則

第 5 府民協働の推進

鴨川府民会議（仮称）の設置...府民意見の聴取、合意形成を図る機関
 鴨川府民会議（仮称）からの意見聴取...府は施策の参考とするため意見を聴取
 鴨川四季の日...鴨川の恵みに感謝し住民活動促進の契機とする日。四季の鴨川の魅力を全国に発信
 府民活動の促進...河川愛護思想の普及啓発、美化活動等の住民活動の推進、府の支援責務

第 6 雑 則

条例の見直し
 府民の合意形成により、適宜条文追加等を行う「成長する条例」とする。